

京都市子ども・子育て会議条例施行規則を公布する。

平成25年7月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 24 号

京都市子ども・子育て会議条例施行規則

(部会)

第1条 京都市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の部会ごとに
部会長を置く。

2 部会長は、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開く
ことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を子ども・
子育て会議に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、
会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)